

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第3回合併協議会

会 議 資 料

日時 平成16年6月10日（木）午後2時～

場所 伊予市市民会館 4階 会議室

郷

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第 3 回 協 議 会 次 第

日 時 : 平成16年6月10日(木) 14:00～

場 所 : 伊予市市民会館 4階 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 報 告

- ① 報告第10号 新市の名称の公募について
- ② 報告第11号 平成16年度歳入歳出予算の予備費充用について

(2) 協 議

- ① 協議第8号 議員定数及び任期の取扱いについて〔継続協議〕
- ② 協議第13号 農業委員定数及び任期の取扱いについて
- ③ 協議第14号 各種事務事業(姉妹都市・国際交流関係)の取扱いについて
- ④ 協議第15号 各種事務事業(広報広聴関係)の取扱いについて
- ⑤ 協議第16号 各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて

(3) その他

第4回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

4 閉 会

報告第10号

新市の名称の公募について

新市の名称の公募について、別紙のとおり報告する。

平成16年6月10日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

新市の名称の公募について

1 名称の募集要領

(1) 応募締切日

6月21日（月）、当日消印有効

※ 応募期間は約2週間

(2) 応募資格

伊予市、中山町及び双海町の住民

(3) 応募のきまり

① 公募チラシ専用はがきでの応募に限る。

② 1人につき1点限りの応募に限る。

※ 1人が2点以上応募した場合、すべて無効とする。

(4) 記載内容

○ 新市の名称（ふりがな）

○ 郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、電話番号

※ 名称の表記には、常用漢字、ひらがな、カタカナのいずれか（組合せは自由）を使用すること。

(5) 応募方法

公募チラシ専用はがきに必要事項を記入し、郵送又は下記に備え付けの応募箱に投函する。

《応募箱設置箇所》

○ 伊予市：庁舎、上野地区公民館、中村地区公民館、大平地区公民館

○ 中山町：庁舎、佐礼谷支所

○ 双海町：庁舎、下灘支所

(6) その他

○ 応募作品に関する一切の権限は、伊予市・中山町・双海町合併協議会に属するものとする。

○ 応募のあった住民の個人情報については、目的以外には使用しない。

(7) 周知方法

合併協議会ホームページ、各市町広報紙、各市町ホームページ

2 候補を選考する基準

(1) 選考方法

新市名称の候補は、応募名称の中から3名称を選考し、合併協議会において決定する。

(2) 選定に当たっての留意事項

住民の意向を反映するために、応募数をもっとも重要な選考基準とする。
ただし、3名称すべてを応募数の多寡により選考するのではなく、新市にふさわしい名称がある場合には、協議により選考する。

(3) 決定方法

協議により決定することを基本とし、決まらない場合には、委員の投票とする。

名称募集に係る応募箱及びチラシ設置箇所一覧表

○ 伊 予 市

応募箱設置箇所	市役所ロビー	上野地区公民館	中村地区公民館
	大平地区公民館		

チラシ設置箇所	市役所ロビー	中央公民館	上野地区公民館
	中村地区公民館	大平地区公民館	図書館
	守衛室	さざなみ館	ふるさと創生館
	彩浜館	市民体育館	保健センター
	児童館	唐川ふれあいプラザ	社会福祉協議会

○ 中 山 町

応募箱設置箇所	役場庁舎	佐礼谷支所	
---------	------	-------	--

チラシ設置箇所	役場庁舎	佐礼谷支所	中央公民館
	農業総合センター	花の森ホテル	遊栗館
	特産品センター	クラフトの里	

○ 双 海 町

応募箱設置箇所	役場庁舎	下灘支所	
---------	------	------	--

チラシ設置箇所	役場庁舎	下灘支所	
---------	------	------	--

報告第11号

平成16年度歳入歳出予算の予備費充用について

平成16年度伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出予算の予備費を充用したので、伊予市・中山町・双海町合併協議会財務規程第7条の規定に基づき、次のとおり報告する。

平成16年6月10日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

予備費充用額	105,000円	充 用 日	平成16年5月14日
予備費予算現額	800,000円	予 備 費 充用後の額	695,000円
充用先科目	款 2 事業費	充用前の予算額	5,139,000円
	項 1 事業推進費		
	適用 需用費 (印刷製本費)	充用後の予算額	5,244,000円
充 用 理 由	新市の名称の候補を公募することが決定されたことに伴い、既定予算外の名称募集チラシを印刷する経費が至急必要となったため		

協議第 8 号〔継続協議〕

議員定数及び任期の取扱いについて

議員定数及び任期の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 16 年 6 月 10 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

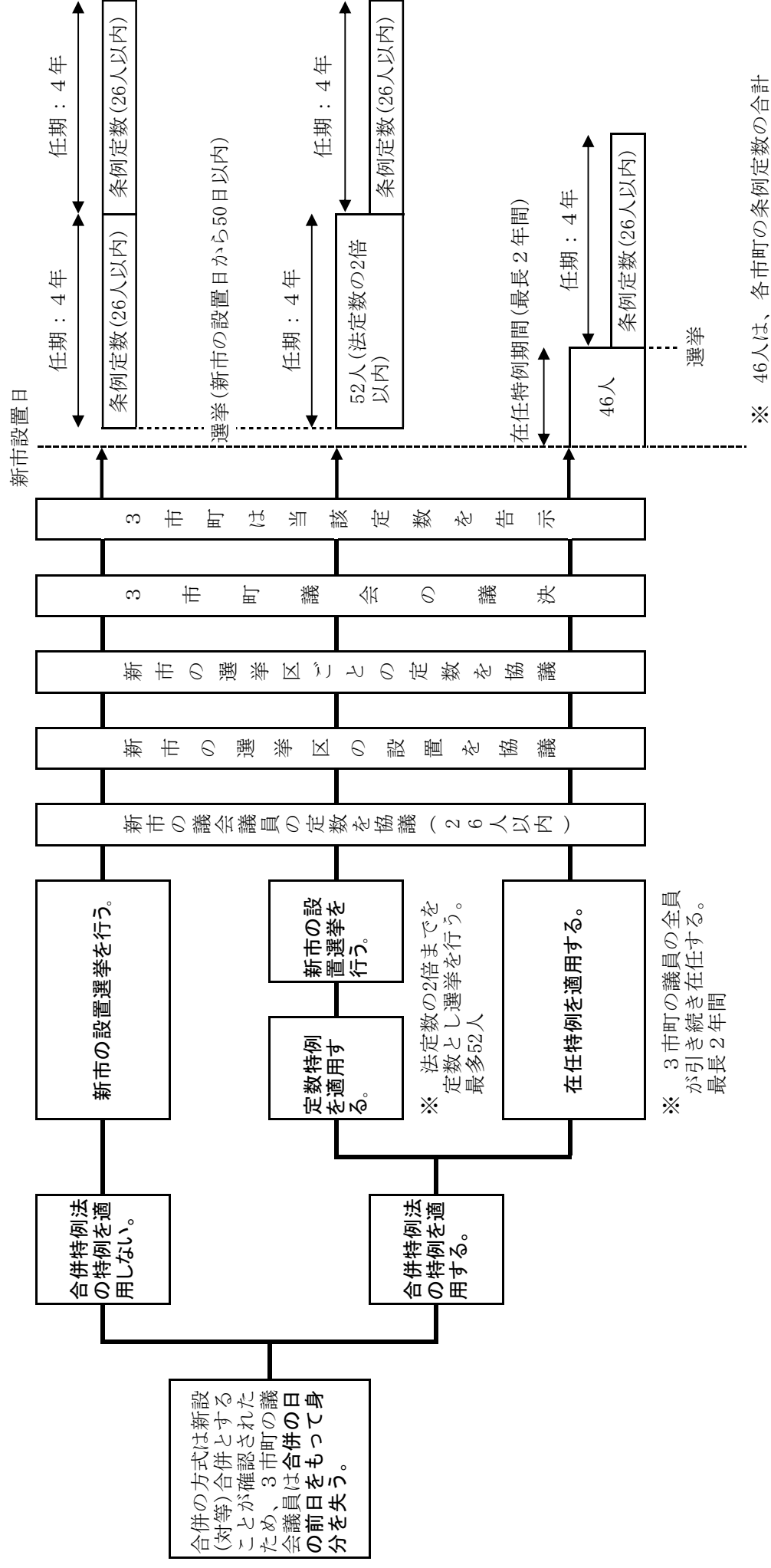
議員定数及び任期の取扱いについて

平成 年 月 日確認

3 市 町 の 議 会 の 状 況

調 査 項 目	伊 予 市	中 山 町	双 海 町
1 議 員 定 数			
法 定 数	26	14	18
条 例 定 数	18	14	14
現 員 数	17	14	14
2 定 例 会 (回数、招集月)	年4回 (3月、6月、9月、12月)	年4回 (3月、6月、9月、12月)	年4回 (3月、6月、9月、12月)
3 常 任 委 員 会 (委員会名・人数)	総務委員会 6人 文教厚生委員会 6人 産業建設委員会 6人	総務常任委員会 4人 文教福祉常任委員会 5人 産業建設常任委員会 5人	総務厚生委員会 5人 文教委員会 4人 産業建設委員会 5人
4 議 員 任 期	平成15年2月6日 ～ 平成19年2月5日	平成15年2月25日 ～ 平成19年2月24日	平成15年4月30日 ～ 平成19年4月29日
5 議 会 事 務 局 (専任・兼務、臨時別)	専任 4人	専任 1人 臨時 1人	専任 1人 臨時 1人
6 特 別 委 員 会 (委員会名、人数)	市町村合併対策 特別委員会 17人	合併対策特別委員会 14人	合併対策特別委員会 14人 双海町議会広報委員会 5人
7 議 会 だ よ り 等 の 発 行 状 況 (回数、部数)	年4回 10,200部 (原則定例会の翌々月)	発行していない。 (町広報に随時掲載)	年5回 2,500部 (原則定例会の翌々月 及び6月)

議員定数等の検討手順



選挙区ごとの定数について

各選挙区における議員の定数は、原則として人口に比例して条例で定めることになっているが、市町村合併等の場合においては、人口に比例しないで定めることができる。

そこで議員の定数を選挙区ごとに配分する場合には、次のような定数配分が考えられる。

(1) 人口比例配分

公職選挙法の実施の原則のとおり人口に比例して議員定数を配分した場合の各選挙区の定数は、次のようになる。

(単位：人)

議員 定数	選 挙 区	伊予市	中山町	双海町	計
	H12年国勢調査人口 ①	30,547	4,541	5,417	40,505
26	議 員 定 数 ② (配 当 基 数) ①/A	20 (19.61)	3 (2.91)	3 (3.48)	26 (26.00)
	議員1人当たり人口 ①/②	1,527	1,514	1,806	A 1,558
25	議 員 定 数 ③ (配 当 基 数) ①/B	19 (18.86)	3 (2.80)	3 (3.34)	25 (25.00)
	議員1人当たり人口 ①/③	1,608	1,514	1,806	B 1,620
24	議 員 定 数 ④ (配 当 基 数) ①/C	18 (18.10)	3 (2.69)	3 (3.21)	24 (24.00)
	議員1人当たり人口 ①/④	1,697	1,514	1,806	C 1,688
23	議 員 定 数 ⑤ (配 当 基 数) ①/D	17 (17.35)	3 (2.58)	3 (3.08)	23 (23.01)
	議員1人当たり人口 ①/⑤	1,797	1,514	1,806	D 1,761
22	議 員 定 数 ⑥ (配 当 基 数) ①/E	17 (16.59)	2 (2.47)	3 (2.94)	22 (22.00)
	議員1人当たり人口 ①/⑥	1,797	2,271	1,806	E 1,841
21	議 員 定 数 ⑦ (配 当 基 数) ①/F	16 (15.84)	2 (2.35)	3 (2.81)	21 (21.00)
	議員1人当たり人口 ①/⑦	1,909	2,271	1,806	F 1,929
20	議 員 定 数 ⑧ (配 当 基 数) ①/G	15 (15.08)	2 (2.24)	3 (2.68)	20 (20.00)
	議員1人当たり人口 ①/⑧	2,036	2,271	1,806	G 2,025
19	議 員 定 数 ⑨ (配 当 基 数) ①/H	14 (14.33)	2 (2.13)	3 (2.54)	19 (19.00)
	議員1人当たり人口 ①/⑨	2,182	2,271	1,806	H 2,132
18	議 員 定 数 ⑩ (配 当 基 数) ①/I	14 (13.58)	2 (2.02)	2 (2.41)	18 (18.01)
	議員1人当たり人口 ①/⑩	2,182	2,271	2,709	I 2,250
17	議 員 定 数 ⑪ (配 当 基 数) ①/J	13 (12.82)	2 (1.91)	2 (2.27)	17 (17.00)
	議員1人当たり人口 ①/⑪	2,350	2,271	2,709	J 2,383
16	議 員 定 数 ⑫ (配 当 基 数) ①/K	12 (12.06)	2 (1.79)	2 (2.14)	16 (15.99)
	議員1人当たり人口 ①/⑫	2,546	2,271	2,709	K 2,532
15	議 員 定 数 ⑬ (配 当 基 数) ①/L	11 (11.31)	2 (1.68)	2 (2.01)	15 (15.00)
	議員1人当たり人口 ①/⑬	2,777	2,271	2,709	L 2,700

(2) 均等配分と人口比例配分

公職選挙法の例外を適用して選挙区ごとに議員定数を均等配分し、残る議員定数を人口に比例して配分した場合の選挙区ごとの定数は、次のとおりである。

ただし、人口に比例しないで議員定数を定めることができるのは、合併に伴う設置選挙に限って適用することができる制度であり、第2回以降の一般選挙は人口に比例した定数となる。

(単位：人、倍)

議員 定数	均等 配分	選 挙 区 H12年国勢調査人口	伊予市 30,547	中山町 4,541	双海町 5,417	人口の 較 差
26	1	議 員 定 数	18	4	4	1.50
		議員1人当たり人口	1,697	1,135	1,354	
	2	議 員 定 数	17	4	5	1.66
		議員1人当たり人口	1,797	1,135	1,083	
	3	議 員 定 数	16	5	5	2.10
		議員1人当たり人口	1,909	908	1,083	
	4	議 員 定 数	14	6	6	2.88
		議員1人当たり人口	2,182	757	903	
25	1	議 員 定 数	18	3	4	1.25
		議員1人当たり人口	1,697	1,514	1,354	
	2	議 員 定 数	16	4	5	1.76
		議員1人当たり人口	1,909	1,135	1,083	
	3	議 員 定 数	15	5	5	2.24
		議員1人当たり人口	2,036	908	1,083	
	4	議 員 定 数	14	5	6	2.42
		議員1人当たり人口	2,182	908	903	
24	1	議 員 定 数	17	3	4	1.33
		議員1人当たり人口	1,797	1,514	1,354	
	2	議 員 定 数	16	4	4	1.68
		議員1人当たり人口	1,909	1,135	1,354	
	3	議 員 定 数	14	5	5	2.40
		議員1人当たり人口	2,182	908	1,083	
	4	議 員 定 数	13	5	6	2.60
		議員1人当たり人口	2,350	908	903	
23	1	議 員 定 数	16	3	4	1.41
		議員1人当たり人口	1,909	1,514	1,354	
	2	議 員 定 数	15	4	4	1.79
		議員1人当たり人口	2,036	1,135	1,354	
	3	議 員 定 数	13	5	5	2.59
		議員1人当たり人口	2,350	908	1,083	
	4	議 員 定 数	12	5	6	2.82
		議員1人当たり人口	2,546	908	903	

(単位：人、倍)

議員 定数	均等 配分	選 挙 区 H12年国勢調査人口	伊予市 30,547	中山町 4,541	双海町 5,417	人口の 較 差
22	1	議 員 定 数	15	3	4	1.50
		議員1人当たり人口	2,036	1,514	1,354	
	2	議 員 定 数	14	4	4	1.92
		議員1人当たり人口	2,182	1,135	1,354	
	3	議 員 定 数	13	4	5	2.17
		議員1人当たり人口	2,350	1,135	1,083	
	4	議 員 定 数	12	5	5	2.80
		議員1人当たり人口	2,546	908	1,083	
21	1	議 員 定 数	15	3	3	1.34
		議員1人当たり人口	2,036	1,514	1,806	
	2	議 員 定 数	13	4	4	2.07
		議員1人当たり人口	2,350	1,135	1,354	
	3	議 員 定 数	12	4	5	2.35
		議員1人当たり人口	2,546	1,135	1,083	
	4	議 員 定 数	11	5	5	3.06
		議員1人当たり人口	2,777	908	1,083	
20	1	議 員 定 数	14	3	3	1.44
		議員1人当たり人口	2,182	1,514	1,806	
	2	議 員 定 数	12	4	4	2.24
		議員1人当たり人口	2,546	1,135	1,354	
	3	議 員 定 数	11	4	5	2.56
		議員1人当たり人口	2,777	1,135	1,083	
	4	議 員 定 数	10	5	5	3.36
		議員1人当たり人口	3,055	908	1,083	
19	1	議 員 定 数	13	3	3	1.55
		議員1人当たり人口	2,350	1,514	1,806	
	2	議 員 定 数	12	3	4	1.88
		議員1人当たり人口	2,546	1,514	1,354	
	3	議 員 定 数	11	4	4	2.45
		議員1人当たり人口	2,777	1,135	1,354	
	4	議 員 定 数	9	5	5	3.74
		議員1人当たり人口	3,394	908	1,083	
18	1	議 員 定 数	12	3	3	1.68
		議員1人当たり人口	2,546	1,514	1,806	
	2	議 員 定 数	11	3	4	2.05
		議員1人当たり人口	2,777	1,514	1,354	
	3	議 員 定 数	10	4	4	2.69
		議員1人当たり人口	3,055	1,135	1,354	
	4	議 員 定 数	8	5	5	4.20
		議員1人当たり人口	3,818	908	1,083	

(単位：人、倍)

議員 定数	均等 配分	選 挙 区 H12年国勢調査人口	伊予市 30,547	中山町 4,541	双海町 5,417	人口の 較 差
17	1	議 員 定 数	11	3	3	1.83
		議員1人当たり人口	2,777	1,514	1,806	
	2	議 員 定 数	10	3	4	2.26
		議員1人当たり人口	3,055	1,514	1,354	
	3	議 員 定 数	9	4	4	2.99
		議員1人当たり人口	3,394	1,135	1,354	
	4	議 員 定 数	8	4	5	3.53
		議員1人当たり人口	3,818	1,135	1,083	
16	1	議 員 定 数	11	2	3	1.54
		議員1人当たり人口	2,777	2,271	1,806	
	2	議 員 定 数	10	3	3	2.02
		議員1人当たり人口	3,055	1,514	1,806	
	3	議 員 定 数	8	4	4	3.36
		議員1人当たり人口	3,818	1,135	1,354	
	4	議 員 定 数	7	4	5	4.03
		議員1人当たり人口	4,364	1,135	1,083	
15	1	議 員 定 数	10	2	3	1.69
		議員1人当たり人口	3,055	2,271	1,806	
	2	議 員 定 数	9	3	3	2.24
		議員1人当たり人口	3,394	1,514	1,806	
	3	議 員 定 数	7	4	4	3.84
		議員1人当たり人口	4,364	1,135	1,354	
	4	議 員 定 数	6	4	5	4.70
		議員1人当たり人口	5,091	1,135	1,083	

協議第 13 号

農業委員定数及び任期の取扱いについて

農業委員定数及び任期の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 16 年 6 月 10 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

農業委員定数及び任期の取扱いについて

- 1 農業委員会は、新市に 1 つ設置する。
- 2 農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）に規定する特例を適用する。
 - （1）市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項に規定する委員数は、37 人とし、現在の選挙による委員が適用を受ける。
 - （2）市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号に規定する在任期間は、平成 17 年 7 月 19 日までとする。
- 3 新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、30 人とする。
- 4 農業委員会の選挙区は、合併前の選挙区とし、次のとおり設置する。なお、選挙区ごとの定数は、選挙人の数に比例して配置する。
 - ・伊予市の区域 2 選挙区
 - ・中山町の区域 1 選挙区
 - ・双海町の区域 1 選挙区
- 5 農業委員会等に関する法律第 19 条第 1 項に規定する農地部会及び農政部会を設置する。ただし、在任期間中は部会を設置しない。

平成 年 月 日確認

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

1 調整の必要性

3市町が新設合併をすることにより、関係市町の農業委員会の委員は、すべて、その身分を失うことになります。そのため、新市に1つの農業委員会を設置し、選挙による委員は、新市設置の日から50日以内に選挙を実施し、選出することになります。また、選任による委員は、合併後速やかに新市の市長が選任することになります。

そこで、新設合併が行われた場合の農業委員会の委員の任期等については、農業委員会法における特例措置と合併特例法における特例措置とがあり、どちらの特例措置を適用するかを予め確認しておく必要があります。

○ 農業委員会法に基づく特例措置（法第34条）

農業委員会は、1市町村に1つ農業委員会を置くのが原則ですが、首長はその区域を2以上に分けて、その区域ごとに農業委員会を置くことができます。（ただし、市町村の面積が24,000ヘクタール、又は農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村の場合）（農業委員会法第3条第2項）

例えば、合併市町の区域をそのままにそれぞれの農業委員会を置く場合は、従前の農業委員会はそのまま存続し、委員の身分には変動がないものとされています。

○ 合併特例法に基づく特例措置（法第8条）

(1) 合併市町村の区域に1つの農業委員会を置く場合

合併市町村の農業委員会の選挙による委員で合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併市町村の協議により、次の範囲内で引続き合併市町村の選挙による委員として在任することができます。

【新設合併の場合】 ・人数：80人以下

・期間：市町村の合併の日から1年を超えない範囲

この特例の適用には、人数の制限がありますので、この特例の対象となる農業委員会の選挙による委員の数が、合併関係市町村の協議で定めた数を超える場合は、これらの者の互選により在任する者を定めることになります。

(2) 合併市町村の区域を2以上に分けて農業委員会を置く場合

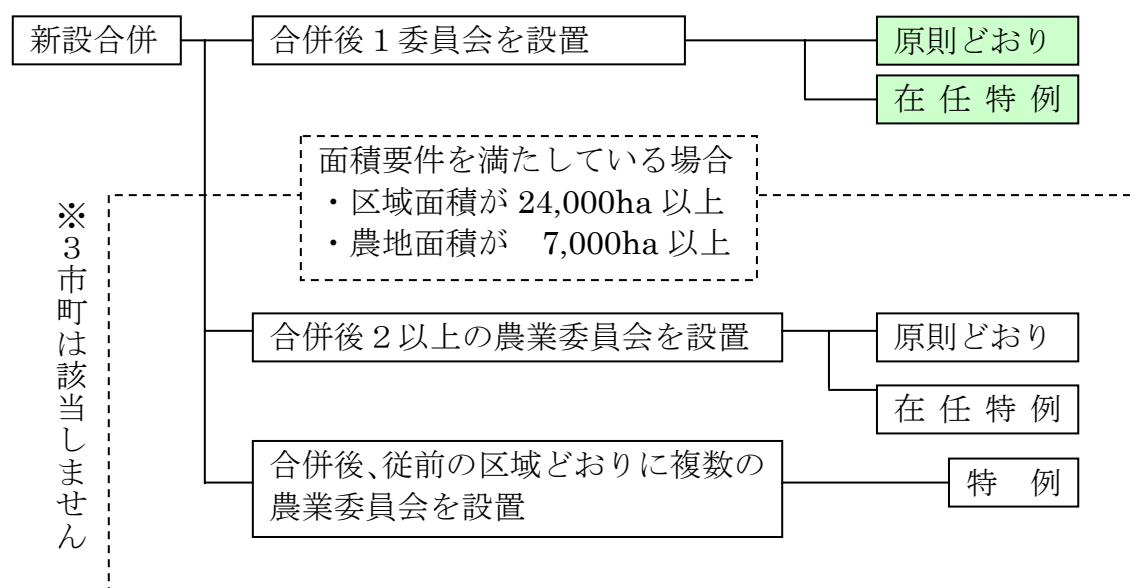
農業委員会法第3条第2項の規定に基づき、合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合は、同法34条の適用がある場合を除いて、合併市町村の農業委員会の選挙による委員で合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併市町村の協議により、次の範囲で引き続き選挙による委員として在任することができます。

・人数：当該各地区の農業委員会ごとに、80人以下

・期間：当該各地区の農業委員会ごとに、市町村の合併の日から1年を超えない範囲

この特例を適用する場合も人数の制限がありますので、この特例の対象となる農業委員会の選挙による委員の数が合併市町村の協議で定めた数を超える場合は、これらの者の互選により在任する者を定めることとなります。

以上、これらの合併特例法に基づく特例を適用する場合の合併関係市町村の協議については、合併前に各市町村の議決を経るものとされ、その協議が成立したときは、直ちにその内容を告示しなければなりません。



○ 農業委員会法第 2 条の 2（選挙による委員の定数の基準）

項	区 分	定数基準
1	① その区域内の農地面積が 1,300ha 以下の農業委員会 ② 10a（北海道にあっては、30a）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第 2 条第 7 項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が 1,100 人以下の農業委員会	20 人以下
2	1 の項及び 3 の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30 人以下
3	その区域内の農地面積が 5,000ha を超え、かつ、基準農業者が、6,000 を超える農業委員会	40 人以下

<農業委員会定数参考資料>

◆ 委員定数及び任期等

区 分		伊予市	中山町	双海町	合 計
定数	公 選 (人)	17	10	10	37
	選 任 (人)	6	5	5	16
	計 (人)	23	15	15	53
任 期		H17. 7.19	H18. 3.24	H17. 7.19	—
選挙区		2	1	1	4

◆ 3市町の農地面積・農業者人口調べ (単位：ha)

区 分		伊予市	中山町	双海町	合 計
農地面積	田	707	110	83	900
	畑	47	165	24	236
	樹園地	485	525	384	1,394
	計	1,239	800	491	2,530
総面積		5,688	7,542	6,217	19,447
農業就業人口		2,307	1,136	904	4,347
農家戸数		1,657	784	606	3,047

※ 農地面積・農業就業人口・農家戸数については、H12 農林業センサス

2 農業委員会合併問題調整会議確認事項

平成16年5月18日開催の第2回会議において農業委員定数及び任期の取扱いについて次のとおり確認しました。

- (1) 農業委員会は、新市に1つ設置する。
- (2) 農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する特例を適用する。
 - ① 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項に規定する委員数は、37人とし、現在の選挙による委員が適用を受ける。
 - ② 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号に規定する在任期間は、平成17年7月19日までとする。
- (3) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。
- (4) 農業委員会の選挙区は、合併前の選挙区とし、次のとおり設置する。

なお、選挙区ごとの定数は、選挙人の数（16年3月31日の確定数）に比例して配置する。

伊予市の区域 2選挙区
 中山町の区域 1選挙区
 双海町の区域 1選挙区

- (5) 農業委員会等に関する法律第19条第1項に規定する農地部会及び農政部会を設置する。ただし、合併特例期間中は部会を設置しない。（今回の農業委員会に関する法律の一部改正に伴って、農地部会の設置が任意となる。改正後の法第19条第1項を参照。）

伊予市・中山町・双海町合併前後の変化（法改正後）

市町村名	市町面積 ha	農業委員 数	選挙委 員数	選任委員数 (議会・団体)	任期	選挙区	職員数 (定数・実数)	農地面積 (センサス) ha	委員1人 当りの 農地面積	農家戸数 (センサス)	委員1人 当りの 農家戸数	選挙人名簿 登録者数 (16.3.31)	選挙委 員数	計算例		根拠
伊予市	5,688	23	17	6(4・2)	H14.7.20 ～H17.7.19	2	4・3	1,239	53.9	1,657	72.0	4,356	15	51.07		15.321
中山町	7,542	15	10	5(3・2)	H15.3.25 ～H18.3.24	1	2・2	800	53.3	784	52.3	2,654	9	31.12		9.336
双海町	6,217	15	10	5(3・2)	H14.7.20 ～H17.7.19	1	3・1	491	32.7	606	40.4	1,519	6	17.81		5.343
合 計	19,447	53	37	16(10・6)		4	9・6	2,530	47.7	3,047	57.5	8,529	30	100.00		30
新 市		37	30	7(4・3)		4		2,530	68.3	3,047	82.4		30			

(伊予市再掲)

市町村名	市町面積 ha	農業委員 数	選挙委 員数	選任委員数 (議会・団体)	任期	選挙区	職員数 (定数・実数)	農地面積 (センサス) ha	委員1人 当りの 農地面積	農家戸数 (センサス)	委員1人 当りの 農家戸数	選挙人名簿 登録者数 (16.3.31)	選挙委 員数	計算例		根拠
伊予市	5,688	23	17	6(4・2)	H14.7.20 ～H17.7.19	2		1,239	53.9	1,657	72.0	4,356	15	100.00		15
南山崎地区		4	3	1		1		286		291		671	9	15.40		2.31
北山崎地区		8	5	3				301		453		1,329		30.51		4.58
郡中地区		4	3	1				160		266		648		14.88		2.23
伊予地区		7	6	1		1		492		647		1,708	6	39.21		5.88

協議第14号

各種事務事業（姉妹都市・国際交流関係）の取扱いについて

各種事務事業（姉妹都市・国際交流関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成16年6月10日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中村 佑

記

各種事務事業（姉妹都市・国際交流関係）の取扱いについて
【姉妹都市関係】 1 姉妹都市・友好都市については、新市に引き継ぐものとする。 【国際交流関係】 1 中学生海外派遣事業については、新市において制度を制定する。 2 その他の国際交流については、合併時に一旦廃止し、新市において必要に応じて検討する。 3 国際交流員設置事業については、合併時に中山町の例により調整する。

平成 年 月 日確認

協議第 15 号

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 16 年 6 月 10 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて

- 1 広報紙については、毎月 1 日に発行し、配布方法については、合併時に調整する。
- 2 その他の広報紙については、新市において検討する。
- 3 防災行政無線については、新市において全地区が同じ態勢で臨めるよう調整する。
- 4 ミュージックサイレンについては、3 市町の制度をそのまま継続する。
- 5 ホームページについては、合併時に新市のホームページを開設する。
- 6 広聴については、新市において制度を制定する。

平成 年 月 日確認

協議第16号

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成16年6月10日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて

【建設事業】

- 1 道路維持管理事業については、合併時に伊予市の例により調整する。
- 2 道路・河川占用等許可関連事務については、合併時に伊予市の例により調整する。
- 3 道路認定基準については、新市において調整する。
- 4 がけ崩れ防災対策事業については、合併時に制度を制定する。
- 5 公共用地取得事務については、合併時に制度を制定する。
- 6 法定外公共物等の管理については、新市において制度を制定する。
- 7 港湾管理については、合併時に伊予市の例により調整する。

【都市計画事業】

- 1 新市都市計画マスタープランについては、新市において策定する。
- 2 都市計画道路事業については、新市都市計画マスタープランに基づいて実施する。

- 3 都市計画審議会については、新市において設置する。
- 4 都市公園等の整備については、新市において計画を立て整備する。

【住宅建設管理事業】

- 1 公営住宅管理事業等については、合併時に調整する。
- 2 公営住宅建設事業等については、新市において住宅のマスタープランを策定する。

平成 年 月 日確認

第4回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

○ 開催日程

日 時：平成16年 月 日（ ） 時 分から

場 所：中山町

伊予市・中山町・双海町合併協議会会議開催状況

	開催市町	開催場所	開催日時
第1回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年 4月 8日(木)15:30～
第2回	双海町	双海町町民会館	平成16年 5月13日(木)14:00～
第3回	伊予市	伊予市市民会館	平成16年 6月10日(木)14:00～

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第3回会議附属資料

協議第14号	各種事務事業（姉妹都市・国際交流関係）の取扱い	・・・	1
協議第15号	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱い	・・・・・・・・・・	6
協議第16号	各種事務事業（建設事業関係）の取扱い	・・・・・・・・・・	11

協議第14号附属資料

協 議 項 目	各種事務事業(姉妹都市・国際交流関係)の取扱いについて		
細 項 目	姉妹都市関係		
調 整 方 針	姉妹都市・友好都市については、新市に引き継ぐものとする。		
事務事業名	事 務 事 業 の 現 況		具体的な調整内容
	伊予市	中山町	
姉 妹 ・ 友 好 都 市 交 流		〔姉妹都市交流〕 平成7年4月 姉妹町縁組締結 鳥取県中山町 【事業の目的】 「新・地方の時代」の到来に向け、相互の進展と繁栄を期する。 【概要】 相互交流を基本とし、交流を実施。 【実施事業】 1 小学生ホームステイ交流 2 産業・文化交流 3 梨狩り交流 4 女性団体交流「輝女の集い」 5 団体・グループ交流	鳥取県中山町との交流は継続する。 ただし、事業の内容は精査する必要がある。 北海道上湧別町との交流は継続する。 ただし、事業の内容は精査する必要がある。 また、全国伝統地名(旧国名)連絡協議会との交流については、新市名が決まり次第、継続について検討する。
	〔友好都市交流〕 全国伝統地名(旧国名)連絡協議会 【事業の目的】 伝統地名(旧国名)を称する市町村が観光・物産などによる相互交流及び共同事業を通じて友好を深めることにより、各地域の振興に資する。 【概要】 会長市町村が主体となり、相互の連絡・協議を行い、総会等で交流を図る。 【事務手順】 伝統地名のスタンプラリーがあり、庁舎にラリーをする者が来た際にスタンプを押し、記念品等を渡す。	〔友好町交流〕 平成15年9月29日 友好町縁組締結 北海道上湧別町 【事業の目的】 教育・文化分野等の相互交流を通じて、ふるさとの良さを知るとともに、互いを理解し、後世に引き継ぐ友好関係を築き上げ、両町の発展とさらなる親善・交流の輪を広げる。 【概要】 相互交流を基本とし、交流を実施。 【実施事業】 1 小学生ホームステイ交流	

協 議 項 目	各種事務事業(姉妹都市・国際交流関係)の取扱いについて			
細 項 目	国際交流関係			
調 整 方 針	中学生海外派遣事業については、新市において制度を制定する。			
事務事業名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
中学生海外派遣事業	〔中学生海外派遣事業〕 【事業目的】 21世紀を担う中学生を海外へ派遣し、海外生活体験を通して、広く世界にはばたく人材育成を目指す。現地の人々との交流や異文化に触れる機会を通して、相互理解を図り友好を深める。 【概要】 ・実施対象者及び人員 伊予市・松前町・双海町の中学生(原則2年生)32人 ・派遣先 グアム ・実施内容 英語研修・生活体験実習・社会見学・現地の子どもたちとの交流会等 【事務手順】 ・実行委員会の設置。 ・実行委員会に事業の実施を委託。 ・主催者側より実施・募集要項が提出された後、市・町内各中学校で参加者の募集、選定を行う。 ・学校から提出された推薦書に基づき主催者が派遣生を決定。 ・派遣生と保護者を対象にした説明会を開催。 ・派遣生を対象にした研修会を2回開催。 ・結団式を開催。 ・帰国後報告会を開催。 ・研修報告書の作成。		〔中学生海外派遣事業〕 【事業目的】 21世紀を担う中学生を海外へ派遣し、海外生活体験を通して、広く世界にはばたく人材育成を目指す。現地の人々との交流や異文化に触れる機会を通して、相互理解を図り友好を深める。 【概要】 ・実施対象者及び人員 伊予市・松前町・双海町の中学生(原則2年生)32人 ・派遣先 グアム ・実施内容 英語研修・生活体験実習・社会見学・現地の子どもたちとの交流会等 【事務手順】 ・実行委員会の設置。 ・実行委員会に事業の実施を委託。 ・主催者側より実施・募集要項が提出された後、市・町内各中学校で参加者の募集、選定を行う。 ・学校から提出された推薦書に基づき主催者が派遣生を決定。 ・派遣生と保護者を対象にした説明会を開催。 ・派遣生を対象にした研修会を2回開催。 ・結団式を開催。 ・帰国後報告会を開催。 ・研修報告書の作成。	中学生の海外派遣事業については、新市においても実施する方向で、制度を制定する。

協議第14号附属資料

協 議 項 目	各種事務事業(姉妹都市・国際交流関係)の取扱いについて			
細 項 目	国際交流関係			
調 整 方 針	その他の国際交流については、合併時に一旦廃止し、新市において必要に応じて検討する。			
事務事業名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
そ の 他 の 国 際 交 流	伊予市	中山町	双海町	
	〔国際交流の翼〕 【事業目的】 市民レベルでの国際化を推進するため、海外へ訪問団を派遣することにより、ひとりでも多くの市民が交流や親善、視察活動等を通して異国の文化を理解し、国際的な感覚を養うこと等により視野の広い有為な人材を育成し、今後の活力と魅力にあふれたまちづくりの推進に資する。 【交流人数】 60人程度 概ね18歳以上の市内在住者及び市内の事業所等に勤務する者 【プログラム】 派遣先は人材育成推進委員会で決定 市内観光・学校訪問・現地の人との交流会・福祉施設・産業施設の視察等を実施	〔オーストラリアゴールドコースト中山友好協会と中山町の協定〕 【事業の目的】 双方の生活・文化・社会・社会構造等の分野における学習を目指す。 【交流人数】 派遣受入とも5人前後で実施 年齢は11歳から25歳 【プログラム】 全体プログラムと民宿プログラムで、民宿は日程の1/2程度の期間をあてる。	〔ひとづくり10年計画・新21世紀ひとづくり10年計画〕 【事業の目的】 海外に派遣された研修生が積極的に「人づくり」と「まちづくり」に関わり、積極的に国際交流の推進母体である「創快塾」に関わり交流に参加する。 【交流人数】 派遣人員5人 年齢は18歳以上65歳以下 【プログラム】 派遣期間は1週間。派遣先はニュージーランド国クライストチャーチ市、オーストラリア国シドニー市とし、ホームステイを実施する。	各国際交流団体との交流事業は、原則的に一旦廃止し、新市において必要に応じ検討する。

協議第14号附属資料

協 議 項 目	各種事務事業(姉妹都市・国際交流関係)の取扱いについて			
細 項 目	国際交流関係			
調 整 方 針	その他の国際交流については、合併時に一旦廃止し、新市において必要に応じて検討する。			
事務事業名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
そ の 他 の 国 際 交 流	伊予市	中山町	双海町	
		〔愛媛県国際サマースクール〕 【覚書】 郷土愛媛と国際社会を考える会と覚書を締結 (1988年から実施) 【交流の目的】 中山町の国際化はもとより、子ども達に夢を与え中山から地球を体感出来る愛媛の子ども達を育てたいという思いを込めて、豊かな自然環境の中で、外国の子ども達と共同生活をする事で、優しさや、国際感覚を持った子ども達を育成する。 【交流人数】 町内参加者16名、町外参加者53名、海外からの参加者20名(平成15年度実績) 【プログラム】 8月第1週目の土曜日、日曜日、月曜日に実施		

協議第14号附属資料

協 議 項 目	各種事務事業(姉妹都市・国際交流関係)の取扱いについて			
細 項 目	国際交流関係			
調 整 方 針	その他の国際交流については、合併時に一旦廃止し、新市において必要に応じて検討する。			
事務事業名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
そ の 他 の 国 際 交 流	伊予市	中山町	双海町	
	〔人材育成推進委員会〕 【任務】 ・人材育成事業の企画立案に関すること。 ・人材育成事業参加者の審査及び推薦に関すること。 ・その他 【組織】 市長の委嘱する者によって構成する。 【任期】 2年	〔中山町ふるさとづくり人材育成推進委員会〕 【任務】 ・人材育成事業計画の審査。 ・助成対象者の選考。 ・その他 【組織】 5名以内とし、助役、教育長のほか、町長が選任する。 【任期】 上記の職にある期間	〔双海町海外研修事業推進委員会〕 【任務】 ・募集要項に関すること。 ・ひとづくり10年計画・新21世紀ひとづくり10年計画参加者の審査及び推薦に関すること。 ・その他 【組織】 助役、収入役、教育長、総務課長、産業課長、社会教育課長によって構成する。 【任期】 上記の職にある期間	

調 整 方 針	国際交流員設置事業については、合併時に中山町の例により調整する。			
事務事業名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
国 際 交 流 員 設 置 事 業	伊予市	中山町	双海町	
		【目的】 国際化推進のため、社会教育の一環として、一般成人・幼児・保育園児・幼稚園児・児童を対象に交流事業を推進する。 【契約方法】 単年度契約、3年まで契約可能 例年8月～7月までの契約期間 【活動内容】 2幼稚園・2保育所・4小学校の国際交流事業(週平均3回ずつ) 一般向けの国際交流事業(週1回) ホームステイ受け入れ時の通訳等 英会話ロビクス教室(週1回) 国際交流パーティ(年4回)など		新市においても、国際交流員を設置し、社会教育の分野からの国際交流事業を支援する。

協議第 15 号附属資料

協 議 項 目	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて			
細 項 目	広報紙			
調 整 方 針	広報紙については、毎月1日に発行し、配布方法については、合併時に調整する。			
事務事業名				具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
広報紙	名称 広報いよし	名称 広報なかやま	名称 広報ふたみ	広報の発行日 発行日は毎月1日とする。 ページ数 24～28Pとする。 原稿の締切日 前々月末とする。 配布方法 当分の間旧市町の方式で行い、概ね1年くらいですべて業者委託とする。
	発行 毎月1日	発行 毎月20日前後	発行 毎月1日	
	サイズ A4版	サイズ A4版	サイズ A4版	
	ページ数 基本的には20P 年7回24P カラーページは、表紙と裏表紙。 その他は2色刷。	ページ数 平均28P前後 カラーページは表紙と裏表紙。そ その他は2色刷。	ページ数 基本的には10P 年間2回12P カラーページは年間1回とし、表 紙と裏表紙カラーページは別に年間 2回。その他は2色刷。	
	作成部数 10,400部	作成部数 2,000部	作成部数 2,100部	
	単価 25円／1部	単価 92円／1部	単価 47円／1部	
	原稿締切日 前月の8日	原稿締切日 前月の20日前後	原稿締切日 前々月の20日前後	
	配布方法 月末の2日間（土日を除く）ま でに総務課及び企画人事課の職員が 広報委員ごとに封入作業を行い、広 報委員宅への送付は、遠距離は運送 業者が配布し、近距離は総務課職員 が配布する。	配布方法 印刷業者に各世帯数分を行政区 （47区）ごとに振り分けるよう依頼 し、毎月20日前後に職員が区長宅に 配布する。	配布方法 毎月1日、教育委員会職員が広報 委員ごとに封入作業を行う。それを 地区ごとに仕分けして各区長宅へ郵 送（若しくは広報係が配布）し、区長 より各広報委員へ配布。	

協議第15号附属資料

協議項目	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて			
細項目	その他の広報紙			
調整方針	その他の広報紙については、新市において検討する。			
事務事業名	事務事業の現況			具体的な調整内容
その他の広報紙	伊予市	中山町	双海町	
	「くらしの手帳」発行。前回は平成11年度発行（改訂版を添付）。配布方法は広報紙と同様。転入者へは市民課から配布する。			「くらしの手帳」等の冊子に、新市の窓口事務や各種制度、施設等の利用方法等をまとめ、速やかに市民に配布することを含め検討する。

協議項目	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて			
細項目	防災行政無線			
調整方針	防災行政無線については、新市において全地区が同じ態勢で臨めるよう調整する。			
事務事業名	事務事業の現況			具体的な調整内容
防災行政無線	伊予市	中山町	双海町	
	なし 行政からの伝達事項はJ A えひめ中央及び漁業協同組合による有線放送に依頼している。	放送内容 一般行政情報・緊急放送（風水害・火災・地震）・その他外郭団体等の依頼で総務課長が必要と認めたもの。 定時放送 午前6時45分、午後6時45分	放送内容 一般行政情報・緊急放送（風水害・火災・地震）・区長からの要請放送その他外郭団体等の依頼で総務課長が必要と認めたもの。 定時放送 午前7時10分、午後7時10分	新市において全地区が同じ態勢で臨めるように調整する。

協議項目	広報広聴事業の取扱いについて			
細項目	ミュージックサイレン			
調整方針	ミュージックサイレンについては、3市町の制度をそのまま継続する。			
事務事業名	事務事業の現況			具体的な調整内容
ミュージックサイレン	伊予市	中山町	双海町	
	正午・午後6時・午後9時	午前6時・正午・午後6時 （夏休み期間中 午後9時）	午前6時・正午・午後6時	ミュージックサイレンについては、騒音問題もあるが、その地域の伝統でもあり、3市町の制度をそのまま継続する。

協議第15号附属資料

協議項目	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて			
細項目	ホームページ			
調整方針	ホームページについては、合併時に新市のホームページを開設する。			
事務事業名	事務事業の現況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
ホームページ	事業の目的 市の概要・施策方針・観光案内等を紹介し、市民へのさまざまな行政情報を提供する。また、「市政への意見箱」・「行政相談」等により、市民からの要望・意見を聴取し、必要者へは回答を提示する。 これにより、市民・行政間双方向の交流を促し、市民サービスの向上に貢献する。 掲載内容 伊予市紹介 施設案内図 施設紹介 公共施設空き照会 伊予市便利帳 データベース 各種様式お届けサービス 各課のホームページ 行政相談 観光・イベント情報 電脳旅行（リンク） 水源地情報 ばーちゃる伝言板 市政への意見箱 いよし同和教育 子育て支援センター 子育てのページ 公民館だより 広報いよし 更新 各課紹介・相談部分は担当職員が更新し、その他の部分は総務課が担当している。 リニューアルを含む大規模変更は委託予定。	事業の目的 町の概要や政策・観光情報・各小中学校の取り組み等の紹介を行う。 掲載内容 ぎょうせい情報 ぎょうせい窓口 ぎょうせい相談 町4役メール便 子ども健康相談 行事予定 公共施設予約情報 申請書様式ダウンロード 観光イベント情報 学校・子どものポータル テレフォンガイド 緊急病院情報 リンク集 更新 一部分は各課担当職員が更新・追加する。 委託業者での更新はどのように行うか未定。 リニューアルを含む大きな変更は委託予定。	事業の目的 町の概要、政策、観光案内等、行政情報を提供する。また、担当部署を明確に公表し、要望や意見を収集しやすくする。 掲載内容 双海町紹介 双海町役場案内 施設案内 広報ふたみ イベント情報 双海町観光案内 リンク集 双海町議会 特産品情報 問い合わせフォーム 更新 ごく簡単なものは担当職員が行う。 作業工程数の多いもの、リニューアル等は業者に委託している。	ホームページについては、合併と同時に新市のホームページを開設する。

協議第15号附属資料

協議項目	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて			
細項目	広聴			
調整方針	広聴については、新市において制度を制定する。			
事務事業名	事務事業の現況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
市政懇談会	【市政懇談会】 目的 市政についての説明や町づくりに対する市民の提言や要望を聞くため開催。 開催時期 開催要望のある地域と日程を調整 市の出席者 ・市長 ・助役 ・収入役 ・教育長 ・総務課長及び質問のある課長 会の概要 あらかじめ提出する質問の原稿を出していただき、質問を担当課に振り分け回答を作成してもらう。 進行等は地元の区長等が行う。 対象者 市民	【町政懇談会】 目的 町政についての説明や、明日のまちづくりに対する住民の提言や要望を聞くため、自治会単位及び各種団体単位で開催。 開催時期 町長が新しく就任した時、各地区と調整しながら開催日を設定 町の出席者 ・町長 ・助役 ・収入役 ・教育長 ・各課長及び事務局長 会の概要 財政状況、事業、市町村合併などの内容についてまとめた資料を当日に配布。 対象者 町民	【町政懇談会】 目的 町政についての説明や、明日のまちづくりに対する住民の提言や要望を聞くため開催。 開催時期 町が各地区と調整しながら開催日を設定 町の出席者 ・町長 ・助役 ・収入役 ・各課長 会の概要 町政について説明後、質疑応答。 対象者 町民	市政懇談会については、新市においても実施する。

協議第15号附属資料

協議項目	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて			
細項目	広聴			
調整方針	広聴については、新市において制度を制定する。			
事務事業名	事務事業の現況			具体的な調整内容
広聴	伊予市	中山町	双海町	新市において制度を制定する。
	【ホームページ】 「市政への意見箱」・「行政相談」で市民からの要望・意見を聴取し、必要なら回答する。 【親子市政教室】 小学校を通じて案内のパンフレットを配布し、参加する親子を募集。先着順で受付を行う。当日は親子でバスに乗り市内の各施設の見学を行い行政に対して理解を得る。	【ホームページ】 「行政相談」で町民からの要望・意見を聴取し、必要なら回答する。	【ホームページ】 「問い合わせフォーム」で町民からの要望・意見を聴取し、必要者へは回答する。	

協議第16号附属資料

協 議 項 目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて			
細 項 目	建設事業			
調 整 方 針	道路維持管理事業については、合併時に伊予市の例により調整する。			
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
道路維持管理事業	【事業の内容】 市道の維持管理 【概要】 市道の維持管理 路側改良及び側溝設置等 舗装補修 土砂、崩土の取除き 道路敷内の草刈工事の発注 街路樹等の管理 路上放置車両の撤去 【事業の負担割合】 全額市費	【事業の目的】 町道の維持管理 【概要】 町道の維持管理 路側改良及び側溝設置等 舗装補修 土砂、崩土の取除き 道路敷内の草刈工事の発注 路上放置車両の撤去 【事業の負担割合】 全額町費 【その他】 町道の草刈、路面の補修等は管理者が行うべきであるが、未舗装である町道を地元区長に維持管理を委託しているものである。 指定された道路(舗装道路を除く)の維持補修費を当該道路を管理する代表者に交付する。 【委託料】 1級路線 53円/m (15世帯以上) 2級路線 43円/m(5路線8.9km) (10〃) 3級路線 36円/m (5〃) 4級路線 31円/m(1路線0.6km) (3〃)	【事業の目的】 町道の維持管理 【概要】 町道の維持管理及び原材料の支給 路側改良及び側溝設置等 舗装補修 土砂、崩土の取除き 道路敷内の草刈工事の発注・限定賃金の支払い 地区住民による補修のための常温合材支給 路上放置車両の撤去 【事業の負担割合】 全額町費	市町道路を管理、機能維持することは、住民が安全、快適に道路を利用するために必要不可欠なことであるため、合併時に伊予市の例により調整する。 山間部地域の市町道路の管理については、新市で管理するよりも関係者で管理の方が安価であるため、維持管理規程を作成し機能維持を図る。

協議第16号附属資料

協 議 項 目	各種事務事業 (建設事業関係) の取扱いについて			
細 項 目	建設事業			
調 整 方 針	道路・河川占用等許可関連事務については、合併時に伊予市の例により調整する。			
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
道路・河川占用 等 許 可 関 連	【概要】 ○道路占用等許可関連事務 道路占用許可事務と道路工事施工承認事務とに区分されている。「道路法」、「伊予市道路占用料徴収条例」、「伊予市道路占用規則」によって占用料を徴収している。 ○河川占用等許可関連事務 河川占用許可事務と河川工事施工承認事務とに区別されている。河川法、伊予市河川流水占用料等徴収条例、伊予市河川法施行細則によって占用料を徴収している。 ○法定外公共物等占用許可関連事務 伊予市に譲与された法定外公共物の占用と工事施工許可申請があるが、関連があるため同時申請としている。 【平成14年度占有者】 四国電力(株)他	【概要】 ○道路占用等許可関連事務 道路占用許可事務と道路工事施工承認事務とに区別されている。「道路法」、「中山町道路占用料徴収条例」によって事務を行い、占用料を徴収している。 ○法定外公共物等占用許可関連事務 中山町に譲与された法定外公共物の占用と工事施工許可申請があるが、関連があるため同時申請としている。 【平成14年度占有者】 四国電力(株)、NTT西日本(株)	【概要】 ○道路占用等許可関連事務 道路占用許可事務と道路工事施工承認事務とに区別されている。「道路法」、「双海町道路占用料に関する条例」、「双海町道路占用規則」によって事務を行い占用料を徴収している。 ○法定外公共物等占用許可関連事務 双海町に譲与された法定外公共物の占用と工事施工許可申請があるが、関連があるため同時申請としている。 【平成14年度占有者】 四国電力(株)、西日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)有線ブロードネットワークス	道路、河川は公共のものであり占用については、正規の手続きに則り占用事務、徴収を行う必要がある。よって合併時に条例等が整備されている伊予市の例により調整する。
	市道 575路線 1級 15路線 2級 20路線 その他 540路線 準用河川 2本	町道 184路線 1級 5路線 2級 10路線 その他 169路線	町道 119路線 1級 5路線 2級 13路線 その他 101路線	

協 議 項 目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて			
細 項 目	建設事業			
調 整 方 針	道路認定基準については、新市において調整する。			
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
道 路 認 定 基 準	伊予市	中山町	双海町	道路認定基準については、各市町で時代背景及び実情が異なり早急な制度の統一は困難なため、新市において調整をする。
	●第1 市道に認定する道路は、路線が系統的で交通上重要な道路で次の各号の一に該当するものとする。 ①路線の起点、又は終点が、それぞれ国道、県道、市道のいずれかに連絡する道路であると共に、路線沿いに人家が点在すること。 ②公共又は公益的施設、住宅団地等を連絡し、又は、これらを国道、県道、市道のいずれかに連絡する道路。 ③国道又は県道の路線変更等に伴い旧道となった区間で、市道として存置する必要のある道路。 ④道路事業、都市計画事業等により公共団体が築造する道路。 ⑤都市計画法、土地改良法、その他法令により築造した道路で、道路管理者と認定に関し協議済のもの。 ⑥市街化区域で宅地開発等を促進する必要があると認められる道路。 ⑦その他地方生活圏整備又は開発計画のため特に市長が必要と認めたものの。 ●第2 路線の形状及び構造の要件並びに敷地等については、次の各号に適合するものでなければならない。 ①路線の形状は、交通の流れに適合するもので、その機能を果し得るもの。 ②道路幅員(法敷は含まない。)は、原則として4.6m以上とする。ただし、第1⑤、⑥及び⑦については、やむを得ないと認められる場合は4m以上とすることができる。 ③道路の敷地及び構造物は、原則として無償提供できるものであり、民地との境界が明確で、不法占用物件等のないものであること。ただし、特に市長が必要と認める道路については、この限りではない。	①中山町の区域内にある道路であること。 但し、他の町の区域内に道路施設を設置したときは、この限りではない。 ②集落と主要公益的施設・主要な生産場所を結ぶ道路であること。 ③集落を相互に連絡する道路であること。 ④集落の環境整備をするのに必要な道路であること。 ⑤集落内でおおむね2戸以上の生活のために利用する道路であること。 但し、他に道路がない場合はこの限りではない。 ⑥その他町長が必要と認めた道路。	①双海町の区域内にある道路であること。 但し、他の町の区域内に道路施設を設置したときは、この限りではない。 ②集落と主要公益的施設・主要な生産場所を結ぶ道路であること。 ③集落を相互に連絡する道路であること。 ④集落の環境整備をするのに必要な道路であること。 ⑤集落内でおおむね2戸以上の生活のために利用する道路であること。 但し、他に道路がない場合はこの限りではない。 ⑥その他町長が必要と認めた道路。	

協議第16号附属資料

協 議 項 目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて			
細 項 目	建設事業			
調 整 方 針	がけ崩れ防災対策事業については、合併時に制度を制定する。			
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
が け 崩 れ 防 災 対 策 事 業	伊予市	中山町	双海町	がけ崩れ防災対策事業については、直接人命・財産の保全に係る事業であるため、要望を基に事業の実施に向けて合併時に制度を制定する。
	【概要】 危険箇所調査登録箇所急傾斜地崩壊対策事業として採択されない箇所を原則として行う。 【事業費の内訳】 県 費 事業費の75% 市 費 事業費の15% 受益者負担金 事業費の10%	【概要】 危険箇所調査登録箇所急傾斜地崩壊対策事業として採択されない箇所を原則として行う。 【事業費の内訳】 県 費 事業費の75% 町 費 事業費の12.5% 受益者負担金 事業費の12.5%	【概要】 危険箇所調査登録箇所急傾斜地崩壊対策事業として採択されない箇所を原則として行う。 【事業費の内訳】 県 費 事業費の75% 町 費 事業費の15% 受益者負担金 事業費の10%	

調 整 方 針	公共用地取得事務については、合併時に制度を制定する。			
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
公 共 用 地 取 得 事 務	伊予市	中山町	双海町	公共工事の円滑な推進のためには、公共用地取得が支障なく速やかに行われることが重要であり、合併時に制度を制定する。
	【事業用地の買収】 【概要】 事業採択になった起業地の用地補償事務をする。 登記事務は嘱託、代位登記を担当課で行っている。 【単価決定】 国費・県費補助事業については、不動産鑑定により決定 市単独事業については、市道整備に伴う用地買収基準により買収 【税務協議】 担当者で事前協議書を作成し協議する。 【事業用地の寄附】 【概要】 事業用地の寄附はなし 宅地のセットバック分については寄附とする。	【事業用地の買収】 【概要】 事業採択になった起業地の用地補償事務をする。 登記事務は嘱託、代位登記を担当課で行っている。 【単価決定】 不動産鑑定による決定を原則とするが、近年に県等が公共事業により買収した単価を採用する 【税務協議】 担当者で事前協議書を作成し協議する。 【事業用地の寄附】 【概要】 その他町道の用地取得を寄附とする(区費で買上げをする自治会もある)。	【事業用地の買収】 【概要】 事業採択になった起業地の用地補償事務をする。 登記事務は嘱託、代位登記を担当課で行っている。 【単価決定】 国費については、不動産鑑定による決定を原則とするが、県単(道路課)については、町買収単価基準で買収 【税務協議】 担当者で事前協議書を作成し協議する。 【事業用地の寄附】 【概要】 県単(道路課以外)及び町単独事業については、寄付申込書を頂く(区費で買上げをする自治会もある)。	

協議第16号附属資料

協 議 項 目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて			
細 項 目	建設事業			
調 整 方 針	法定外公共物等の管理については、新市において制度を制定する。			
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
法定外公共物等	【概要】 法定外公共物の管理は管理条例及び規則に基づき施行しているが、機能維持も必要となり対応する。 財産管理 【事務手順】 管理条例に基づき手続を行う。 占用関係・境界設定・用途廃止	【概要】 法定外公共物の管理は管理条例及び規則に基づき施行しているが、機能維持も必要となり対応する。 財産管理 【事務手順】 管理条例に基づき手続を行う。 占用関係・境界設定・用途廃止	【概要】 法定外公共物の管理は管理条例及び規則に基づき施行しているが、機能維持も必要となり対応する。 財産管理 【事務手順】 管理条例に基づき手続を行う。 占用関係・境界設定・用途廃止	法定外公共物の管理については、財産管理と機能維持の事務が多くなるが、新市において制度を制定する。

調 整 方 針	港湾管理については、合併時に伊予市の例により調整する。			
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
港 湾 管 理	【概要】 港湾施設全般の管理・運営 【目的】 港湾法の規定により県が管理する港湾についてその管理及び利用の方法並びに施設の使用に対する規制等に関し、必要な規定を設け、港湾の保全及び機能を確保する。 【内容】 港湾施設の管理・運営 港務所の運営及び港湾事務 係留施設への係留許可に関する事務 港湾施設での禁止行為に対する取締り及び処分 港湾施設の使用許可及び変更許可 占用又は使用許可の取消し、現状回復の規定に基づく使用に対する必要な措置 占用料、使用料の徴収 その他規則で定めているもの 港湾統計事務 【上屋】 上屋(伊予市)の管理運営 上屋の使用許可及び使用料の徴収			港湾は、物的流通の場として機能するだけでなく、様々な事業活動の場として大きな役割を果たしており、環境の整備、保全が特に必要な状況にあるため、行政の港湾管理に関して条例の整備ができていない伊予市の例により調整する。

協議第16号附属資料

協 議 項 目	各種事務事業 (建設事業関係) の取扱いについて			
細 項 目	都市計画事業			
調 整 方 針	新市都市計画マスタープランについては、新市において策定する。			
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
新市都市計画 マスタープラン	【事業の目的】 都市計画マスタープランは、都市づくりの将来ビジョンを描くとともに、地域別の市街地像、整備方針などを定めるもので、市民と行政がどのようにそれを実現していくかを明らかにすることを目的として策定する。 【その他】 マスタープランは平成15年度策定風致地区についても平成16年4月1日から条例施行。			新市の都市計画マスタープランを策定するには、新市の基本方針及び長期計画等が明確になる必要があるため、新市において策定する。

調 整 方 針	都市計画道路事業については、新市都市計画マスタープランに基づいて実施する。			
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
都市計画道路事業	【概要】 市内幹線道路として重要なものを、都市施設として定めるため、都市計画決定及び変更決定を行う。			都市計画道路事業については、新市都市計画マスタープランに基づいて実施する。

協議第16号附属資料

協 議 項 目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて			
細 項 目	都市計画事業			
調 整 方 針	都市計画審議会については、新市において設置する。			
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
都市計画審議会	【目的】 都市計画に関することを調査審議すること。都市計画の内容、決定手続き、制限、事業等の必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と、秩序あるまちづくりを図り、国土の均衡ある発展と、公共の福祉の増進に寄与し、都市計画行政の円滑な運営を図る。 【概要】 委員15人以内により構成し、下記審議事項について審議等を行う。 【審議事項】 ○本市が定める都市計画に関すること。 1 都市計画決定・変更 2 用途地域変更 3 都市計画施設（道路、公園、下水道、駐車場等） 4 都市計画マスタープランの作成、開発許可の運営方針等の調査審議 ○都市計画について本市が提出する意見に関すること。 ○その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。 【活動内容】 都市計画決定には、知事決定と市長決定があり、決定に際して県都市計画地方審議会の審議を経る必要があるため、審議会を開催する。 【委員等の構成】 学識経験のある者 6人以内 市議会の議員 5人以内 関係団体の代表者 4人以内 （任期は2年）			審議会委員は、新市において下記のとおり配分する。 委員人数 委員15人以内 学識経験のある者 6人以内 市議会の議員 5人以内 関係団体の代表者 4人以内 （任期は2年）

協議第16号附属資料

協 議 項 目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて			
細 項 目	都市計画事業			
調 整 方 針	都市公園等の整備については、新市において計画を立て整備する。			
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
都 市 公 園 等	伊予市	中山町	双海町	それぞれの公園については、地域性を活かして新市において計画を立て、整備していく。 新市の基本方針及び長期計画が決まり、都市計画が策定されないと整備ができないため、新市において計画する。 伊予市の整備予定については、合併までに完了予定である。
	【都市公園】(14年度末現在) ●街区公園 本郡塩田公園 計画決定面積 0.31ha 開設(供用)面積 0.31ha 南新川児童公園 計画決定面積 0.19ha 開設(供用)面積 0.19ha 古茂池児童公園 計画決定面積 0.12ha 開設(供用)面積 0.12ha ●地区公園 五色浜公園 計画決定面積 3.70ha 開設(供用)面積 3.70ha ●総合公園 伊予総合公園 計画決定面積 13.33ha 開設(供用)面積 8.00ha ●風致公園 谷上山公園 計画決定面積 57.40ha 開設(供用)面積 34.20ha ●都市緑地 なし ●その他公園 五色姫海浜公園 開設(供用)面積 2.4ha 【整備予定】 伊予総合公園整備事業費 谷上山公園進入路整備 五色浜公園及び五色姫海浜公園周辺整備		●その他公園 ふたみ潮風ふれあい公園 開設(供用)面積 5.07ha しもなだ運動公園 開設(供用)面積 1.54ha	

協 議 項 目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて			
細 項 目	住宅建設管理事業			
調 整 方 針	公営住宅管理事業等については、合併時に調整する。			
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
公営住宅管理事業	伊予市	中山町	双海町	
	【目的】 健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉に寄与する。 【事業内容】 ○修繕工事 市負担区分の一般的な通常修繕及び入退居時の修繕並びに年次計画に基づいて実施する施設の保全工事。 ○取り壊し工事 老朽化し、耐用年数を超えた市営住宅については、改修が困難であるため順次取り壊しを行う。 ○模様替え等の承認 原状回復または撤去が容易な模様替え・増築に関しては市長の承認を得ることにより許可する。 【修繕】 通常修繕については、市負担・入居者負担を区分しており、それに基づき実施している。退去時には、入居者が負担すべき修繕について修繕をした後、返還させ、市負担部分の修繕を実施する。（老朽化のため政策空家としている住宅は除く。）	【目的】 健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉に寄与する。 【事業内容】 ○修繕工事 構造上重要な箇所の修繕は、町にて負担する。前年中に修繕した箇所の把握をして、予算を確保する。 ○取り壊し工事 老朽化し、耐用年数を超えた町営住宅については、改修が困難であり、入居者の退去後に取り壊しを行う。 ○模様替え等の承認 原状回復または撤去が容易な模様替え・増築に関しては町長の承認を得ることにより許可する。なお、退去時には原状復旧を行う。 【修繕】 修繕の中には、単純に老朽化したものの修理等だけでなく、たとえば新築した町営住宅であっても、退去等があった場合、室内の清掃・畳の表替え・ふすまの張り替え等は必ず行い、これは修繕として処理し、その費用を入居者に対して請求することとなる。 公営住宅寺尾団地・公営住宅豊岡団地・町営住宅福元団地・町営住宅泉町三住宅の入居者に対しては入居時の説明で、上記作業は必ず行い、その費用は入居している人の負担となることを説明し、了承を得ている。	【目的】 健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉に寄与する。 【事業内容】 ○修繕工事 構造上重要な箇所の修繕は、町にて負担する。前年中に修繕した箇所の把握をして、予算を確保する。 ○取り壊し工事 老朽化し、耐用年数を超えた町営住宅については、改修が困難であり、入居者の退去後に取り壊しを行う。 ○模様替え等の承認 原状回復または撤去が容易な模様替え・増築に関しては町長の承認を得ることにより許可する。 【修繕】 修繕の中には、単純に老朽化したものの修理等だけでなく、新築住宅であっても、退去等があった場合、室内の清掃・玄関錠の交換・畳の表替え等は必ず行い、これは修繕として処理し、町がその費用を支払い、入居者に対して請求することとなる。 住宅入居者に対しては入居時の説明で、上記作業は必ず行い、その費用は入居していた人の負担となることを説明し、了承を得ている。	住宅政策は住民の生活に最も身近なものであり、良好な住環境が安く提供されることが望ましい。 現在、3市町においては独自の基準により家賃を定め、駐車場使用料、共益費等の取扱いについても独自の方法で行っている。しかし、新市において家賃が著しく公平感を欠くようでは住民の理解が得られない。 このため、公営住宅については伊予市の基準を採用して統一的に算定する。 単独住宅については公営住宅の算定基準に準じて家賃を算定する。 ○ 公営住宅家賃 公営住宅家賃は収入区分により定められている家賃算定基礎額に4つの係数を乗じて算定する。 このうち立地係数はその市町ごとに国土交通省から示され、3市町一律である。規模係数は住宅の床面積から、経年係数は建築からの経過年数によって求められる。利便係数は公共的な諸施設からの距離などにより求めることとなるが、この基準を定めているのは伊予市だけである。よって、新市においては伊予市の利便性数値設定規定を参考にして係数を再設定し、家賃を再計算する。 ○ 市・町単独住宅の家賃 単独住宅の家賃を定める規定はない。3市町の状況は、老朽化した住宅から比較的最近のものまで幅広い。単独住宅は公営住宅法に準じて家賃を算定し管理するものとする。

協議第16号附属資料

協 議 項 目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて			
細 項 目	住宅建設管理事業			
調 整 方 針	公営住宅管理事業等については、合併時に調整する。			
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
公営住宅管理事業	【取り壊し】 耐用年数を超え老朽化の激しい住宅については、退去後封鎖し政策空家としており、取り壊し可能となりしだい取り壊しを行っている。 【施設の管理について】 各住宅毎で組織される自治会において市営住宅に付随する共同施設等共用部分の清掃及び維持管理について、自主的管理を実施しており、電気代及び水道代等についても自治会が支払っている。なお、消耗品の交換についても自治会が行っているが、施設本体の修繕が必要な場合は、市において実施している。	【取り壊し】 該当なし 【施設の管理について】 各団地の各住宅の入居者で、管理組織を作ってもらい町営住宅に付随する共同施設の清掃及び維持管理について管理組織による自主的管理を実施している。 住宅敷地内の街灯、常夜灯の電気代の支払、共用の水道の使用料の支払については、共益費として入居者より徴収し、一括して支払っている。 また、上記施設の消耗品の交換、共用部分廊下通路等の清掃、駐輪場の清掃、ゴミステーションの清掃等、以上は管理組織による自主管理をお願いしている。(段取り等は各団地で担当している。下水排水については、公共下水道接続により処理している。)	【取り壊し】 双海団地(簡耐平2棟10戸)については耐用年数を越えているため、当面政策空家(現在1戸空家)を実施し、入居者の退去後に取り壊しを行う。 【施設の管理について】 双海町営住宅には管理組合は無く、町営住宅に付随する共同施設の清掃等は使用者で行っているが、維持管理については双海町主導で実施している。 住宅敷地内の街灯、駐輪場の照明、常夜灯の電気代の支払、共用の水道の使用料については、各団地で共益費として入居者より徴収する。共益費は町で管理し、町で一括して支払っている。 また、上記施設の共用部分廊下通路等の清掃、ゴミステーションの清掃等は各団地で自主管理をお願いしている。(段取り等は各団地の代表者が担当している。)消耗品の交換等については、町で行っている。	○ 住宅に付随する駐車場の使用料 駐車場の使用料は伊予市では規則で、中山町では条例により定めている。適用される台数が伊予市では242台、中山町では22台である。双海町では駐車場はあるが使用料を徴収していない。新市においては伊予市の例により徴収する。 ○ 共益費の徴収 共益費は、伊予市、中山町では管理組合が共益費を徴収し、管理している。双海町では共益費の一部を一般会計から支出しており、管理も町が行っているが、共益費の徴収と施設の管理は管理組合を組織して任せる。 ○ 敷金の返還 敷金の返還は伊予市の例により退居時の部屋の修繕については業者が行い、その費用を入居していた人が支払う。敷金は全額返還する。

協 議 項 目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて			
細 項 目	住宅建設管理事業			
調 整 方 針	公営住宅管理事業等については、合併時に調整する。			
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)管理		【目的】 中堅勤労者の居住の用に供するため、特定公共賃貸住宅を設置し、及びこれを適正に管理することにより、住民の生活の安定と良好な地域形成に資することを目的とする。 【事業内容】 ○修繕工事 構造上重要な箇所の修繕は、町にて負担する。前年中に修繕した箇所の把握をして、予算を確保する。 ○取り壊し工事 老朽化し、耐用年数を超えた町営住宅については、改修が困難であり、入居者の退去後に取り壊しを行う。 ○模様替え等の承認 原状回復または撤去が容易な模様替え・増築に関しては町長の承認を得ることにより許可する。 【修繕】 修繕の中には、単純に老朽化したものの修理等だけでなく、たとえば新築した町営住宅であっても、退去等があった場合、室内の清掃・畳の表替え・ふすまの張り替え等は必ず行い、これは修繕として処理し、その費用を入居者に対して請求することとなる。 特公賃住宅泉町団地及び門前団地の入居者に対しては入居時の説明で、上記作業は必ず行い、その費用は入居している人の負担となることを説明し、了承を得ている。	【目的】 中堅勤労者の居住の用に供するため、特定公共賃貸住宅を設置し、及びこれを適正に管理することにより、住民の生活の安定と良好な地域形成に資することを目的とする。 【事業内容】 ○修繕工事 構造上重要な箇所の修繕は、町にて負担する。前年中に修繕した箇所の把握をして、予算を確保する。 ○取り壊し工事 老朽化し、耐用年数を超えた町営住宅については、改修が困難であり、入居者の退去後に取り壊しを行う。 ○模様替え等の承認 原状回復または撤去が容易な模様替え・増築に関しては町長の承認を得ることにより許可する。 【修繕】 修繕の中には、単純に老朽化したものの修理等だけでなく、退去等があった場合、室内の清掃・玄関錠の交換・畳の表替え等は必ず行い、これは修繕として処理し、町がその費用を支払い、入居者に対して請求することとなる。 退去に伴う上記の作業は県営住宅でも行っている。 これに該当する清流団地(平成5年建設、中耐3、12戸)の入居者に対しては入居時の説明で、上記作業は必ず行い、の費用は入居していた人の負担となることを説明し、了承を得ている。	特定公共賃貸住宅は双海町、中山町にあり、床面積、建築年度、構造ともほぼ似通った住宅である。しかし、両町の家賃の差額は20,000円ある。このため、家賃は公営住宅の算定方法を参考に再計算する。 駐車場の使用料は徴収していないので、公営住宅管理事業と同様に伊予市の例により徴収する。共益費は双海町では町が徴収して町が管理しているが、管理組合を組織して管理組合が管理することとする。 双海町、中山町とも条例を定めて管理・運営しているが、家賃や共益費の扱いについて改正すべき点があり、合併時に調整する。

協議第16号附属資料

協 議 項 目	各種事務事業 (建設事業関係) の取扱いについて			
細 項 目	住宅建設管理事業			
調 整 方 針	公営住宅管理事業等については、合併時に調整する。			
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
特定優良賃貸住宅 (特定公共賃貸住宅) 管理		【取り壊し】 該当なし 【施設の管理について】 各団地の各住宅の入居者で、管理組織を作ってもらい町営住宅に付随する共同施設の清掃及び維持管理について管理組織による自主的管理を実施している。 住宅敷地内の街灯、常夜灯の電気代の支払、共用の水道の使用料の支払については、共益費として入居者より徴収し、一括して支払っている。 また、上記施設の消耗品の交換、共用部分廊下通路等の清掃、駐輪場の清掃、ゴミステーションの清掃等、以上は管理組織による自主管理をお願いしている。(段取り等は各団地が担当している。下水排水については、公共下水道接続により処理している。)	【取り壊し】 該当なし 【施設の管理について】 清流団地では入居者による管理組合は無く、住宅に付随する共同施設の清掃等は入居者で行っているが、維持管理については双海町主導で実施している。 住宅敷地内の街灯、駐輪場の照明、常夜灯の電気代の支払、共用の水道の使用料については、住宅の共益費として入居者より徴収し、共益費は町で管理し、町で一括して支払っている。 また、上記施設の共用部分廊下通路等の清掃、ゴミステーションの清掃等は、入居者により自主管理をお願いしている。(段取り等は住宅代表者が担当している。) また、消耗品の交換等については、町で行っている。	

協議第16号附属資料

協 議 項 目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて		
細 項 目	住宅建設管理事業		
調 整 方 針	公営住宅管理事業等については、合併時に調整する。		
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況		
	伊予市	中山町	双海町
定 住 促 進 住 宅 管 理 事 業		【目的】 町の人口の確保及び増加を図るために、定住の促進に必要な措置を講じることにより、町の活性化及び町民の福祉の向上に寄与することを目的とする。 【事業内容】 ○修繕工事 構造上重要な箇所の修繕は、町にて負担する。前年中に修繕した箇所の把握をして、予算を確保する。 ○取り壊し工事 老朽化し、耐用年数を超えた町営住宅については、改修が困難であり、入居者の退去後に取り壊しを行う。 ○模様替え等の承認 原状回復または撤去が容易な模様替え・増築に関しては町長の承認を得ることにより許可する。 【修繕】 修繕の中には、単純に老朽化したものの修理等だけでなく、たとえば新築した定住促進住宅であっても、退去等があった場合、室内の清掃・畳の表替え・ふすまの張り替え等は必ず行い、これは修繕として処理し、その費用を入居者に対して請求することとなる。 定住促進住宅単身用及び家族用の入居者に対しては入居時の説明で、上記作業は必ず行い、その費用は入居していた人の負担となることを説明し、了承を得ている。	定住促進住宅は中山町が町単独で建設したものであるが、合併時に定住促進住宅の入居基準を廃止して単独住宅に転用する。ただし、他の住宅との均衡を図るため、次の調整を行う。 ○ 家賃 公営住宅法に準じて家賃を算定する。 ○ 駐車場の使用料 駐車場の使用料については、公営住宅管理事業と同様に伊予市の例により徴収する。

協議第16号附属資料

協 議 項 目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて			
細 項 目	住宅建設管理事業			
調 整 方 針	公営住宅管理事業等については、合併時に調整する。			
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
定 住 促 進 住 宅 管 理 事 業	伊予市	中山町	双海町	
		【施設の管理について】 各団地の各住宅の入居者で、管理組織を作ってもらい町営住宅に付随する共同施設の清掃及び維持管理について管理組織による自主的管理を実施している。 住宅敷地内の街灯、常夜灯の電気代の支払、共用の水道の使用料、合併浄化槽の維持管理費及び汲み取り等支払については、共益費として入居者より徴収し、一括して支払っている。 また、上記施設の消耗品の交換、共用部分廊下通路等の清掃等、以上は管理組織による自主管理をお願いしている。(段取り等は各団地で担当している。下水排水については、合併浄化槽により処理している。)		

協 議 項 目	各種事務事業 (建設事業関係) の取扱いについて			
細 項 目	住宅建設管理事業			
調 整 方 針	公営住宅建設事業等については、新市において住宅のマスタープランを策定する。			
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
公営住宅建設事業	【目的】 健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉に寄与する。 【事業内容】 耐用年数を経過し、老朽化が著しく大規模改修が困難な住宅については、伊予市市営住宅マスタープランに基づき、建て替え等を実施する。	【目的】 健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉に寄与する。 【事業内容】 既存町営住宅の老朽化に伴い、耐用年数を経過した住宅に対しては、耐震改修も困難であり、建て替えを進める。	【目的】 健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉に寄与する。 【事業内容】 既存町営住宅の老朽化に伴い、耐用年数を経過した住宅に対しては、耐震改修も困難であり、建て替えを進める。	生活困窮者の住宅を低廉な家賃で提供するため今後も公営住宅の建て替え等を進め、福祉の向上を図る。 3市町とも老朽化した公営住宅を保有しており、新築・改築の計画もある。また、用途廃止の計画もある。 これらの計画は住宅のマスタープランに盛り込んでおく必要がある。このため、合併後に新市においてマスタープランを策定する。 なお、老朽化した小規模の住宅団地の建て替えの時は、入居者は別に建設した公営住宅に入居してもらい、用途廃止してから建設することを原則とする。
単独住宅建設事業	【目的】 健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉に寄与する。 【事業内容】 伊予市における単独住宅については、引揚者住宅として建設されたものがあり、既に耐用年数を経過し、老朽化が著しく改修も困難な住宅である。今後、周辺公営住宅を建替えることで対応し、単独住宅については、建替え等の計画はない。	【目的】 健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉に寄与する。 【事業内容】 既存町営住宅の老朽化に伴い、耐用年数を経過した住宅に対しては、耐震改修も困難であり、建て替えを進める。	【目的】 健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉に寄与する。 【事業内容】 民間から寄付された住宅一戸を外国語指導助手住宅として使用してきたが、老朽化が進み廃止する予定。	市町単独住宅で耐用年数に達した住宅は伊予市に49戸、双海町に1戸、中山町に8戸ある。いずれも老朽化が著しいため入居者の退居とともに単独住宅としての用途を廃止し、国・県費の補助申請を行って公営住宅として建て替えを行う。

協議第16号附属資料

協 議 項 目	各種事務事業 (建設事業関係) の取扱いについて			
細 項 目	住宅建設管理事業			
調 整 方 針	公営住宅建設事業等については、新市において住宅のマスタープランを策定する。			
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
特定優良賃貸住宅 (特定公共賃貸住宅) 建設事業		【目的】 中堅勤労者の居住の用に供するため、特定公共賃貸住宅を設置し、及びこれを適正に管理することにより、住民の生活の安定と良好な地域形成に資することを目的とする。 【事業内容】 既存町営住宅の老朽化に伴い、耐用年数を経過した住宅に対しては、耐震改修も困難であり、建て替えを進める。	【目的】 中堅勤労者の居住の用に供するため、特定公共賃貸住宅を設置し、及びこれを適正に管理することにより、住民の生活の安定と良好な地域形成に資することを目的とする。 【事業内容】 既存町営住宅の老朽化に伴い、耐用年数を経過した住宅に対しては、耐震改修も困難であり、建て替えを進める。	中堅所得者に対して良好な住宅を提供するため、合併後も新市全域において本事業を行う。このため、公営住宅建設マスタープランに組み入れる。
定住促進住宅建設事業		【目的】 町の人口の確保及び増加を図るために、定住の促進に必要な措置を講じることにより、町の活性化及び町民の福祉の向上に寄与することを目的とする。 【事業内容】 既存町営住宅の老朽化に伴い、耐用年数を経過した住宅に対しては、耐震改修も困難であり、建て替えを進める。		Iターン・Uターン者に対して低廉で良好な住宅を提供するため、町単独事業として定住促進住宅を提供してきたが、入居希望者が少ないため合併と同時に単独住宅に転用し、新たな建設は行わない。